

沖縄県個人情報保護審査会答申第 112 号 概要

①件名	特定期間の「私の逮捕歴（年月日）と罪状（被疑事実）」に係る開示請求権の法適用除外による不開示決定に対する審査請求
②開示請求年月日	令和 5 年 5 月 23 日（受理：令和 5 年 5 月 29 日）
③実施機関	沖縄県警察本部長（刑事部鑑識課、刑事部捜査第一課）
④決定年月日	令和 5 年 6 月 12 日（沖鑑第 2572 号・沖捜一第 1580 号）
⑤決定内容	保有個人情報不開示決定
⑥決定理由	開示請求情報は法第 124 条第 1 項に該当する情報であり、法第 5 章第 4 節の規定は適用しない保有個人情報に該当することから、法第 82 条第 2 項の規定に基づき保有個人情報不開示とする。
⑦審査請求年月日	令和 5 年 6 月 15 日（受理：令和 5 年 6 月 19 日）
⑧審査請求の趣旨	開示請求に対する不開示決定に不服があるので、個人情報の保護に関する法律に基づき審査請求を行う。
⑨審査請求理由要旨	<p>不開示決定通知書記載の不開示理由は、「法務省本省における個人情報の保護法に基づく処分に係る審査基準（抜粋）」（以下「審査基準」という。）に照らして妥当でない。</p> <p>審査基準による非開示の条件は「刑事事件に係る裁判や刑の執行等に係る保有個人情報については、これらを開示請求等の対象とした場合に前科等が明らかになる可能性があるなど、逮捕留置者、被疑者、被告人、受刑者等の立場で留置所や矯正施設に収容されたことのある者等の社会復帰や更生保護上の問題となり、その他の不利益となるおそれがある」場合であるが、本件請求項目の「逮捕歴（年月日）と罪状（被疑事実）」に関しては、請求人に不利益に働く懸念は全くない。</p>
⑩諮問年月日	令和 5 年 9 月 8 日（沖公委（鑑）第 5 号・（捜一）第 11 号）
⑪答申年月日	令和 6 年 1 月 31 日
⑫答申内容	<p>○審査会の結論</p> <p>沖縄県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った令和 5 年 6 月 12 日付け沖捜一第 1580 号の保有個人情報不開示決定及び令和 5 年 6 月 12 日付け沖鑑第 2572 号の保有個人情報不開示決定については妥当である。</p> <p>○審査会の判断理由（概要）</p> <p>実施機関は、本件請求情報は法第 124 条第 1 項に規定する</p>

保有個人情報に該当することから法第5章第4節の規定が適用されないとして不開示決定を行っていることから、法第124条第1項の該当性について検討する。

1 法第124条第1項の趣旨について

法第124条第1項は、刑事事件若しくは少年の保護に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行等に係る保有個人情報については、法第5章第4節の規定は適用しないことを規定しており、当該保有個人情報については、開示請求の適用を除外している。

当該保有個人情報を開示請求の適用除外とした趣旨は、当該保有個人情報は、個人の前科、逮捕歴、勾留歴等を示す情報を含んでおり、開示請求等の対象とすると、前科等が明らかになる危険性があるなど、逮捕留置者、被疑者、被告人、受刑者等の立場で留置場や監獄に収容されたことのある者等の社会復帰や更生保護上問題となり、その者の不利益になるおそれがあるためとされている。

2 法第124条第1項の該当性

本件請求情報は、特定期間の特定署における「私の逮捕歴（年月日）と罪状（被疑事実）」とされている。

刑事訴訟法において「逮捕」とは、同法第199条に基づき検察官、検察事務官又は司法警察職員（以下「司法警察職員等」という。）が行う逮捕状による逮捕、同法第210条に基づき司法警察職員等が行う緊急逮捕及び同法第213条に基づき何人にも認められている現行犯逮捕が規定されている。刑事訴訟法第213条に基づき司法警察職員等以外の者が現行犯人を逮捕をした場合は、同法第214条により直ちにこれを検察官又は司法警察職員に引き渡さなければならないこととされており、また、現行犯人が逮捕された場合には、同法第216条により同法第199条の規定が準用され、司法警察職員等により同条の逮捕と同様の手続が行われることとなる。

以上を踏まえると、実施機関における「逮捕」に係る保有個人情報は、刑事訴訟法により司法警察職員が行う処分に関

する情報であり、本件請求情報は、法第 124 条第 1 項の「司法警察職員が行う処分に係る情報」に該当するものと認められる。

また、法第 124 条第 1 項の趣旨が、「逮捕歴」等を含む情報を開示請求の対象とすると、個人の前科等が明らかになること等により、その者の不利益になるおそれがあることから、当該情報を開示請求の対象から除外することであることから、本件請求情報が同項に該当する情報であることは明らかである。

なお、審査請求人は、審査請求の理由として「法務省本省における個人情報保護法に基づく処分に係る審査基準（抜粋）」を提示し、実施機関が示した不開示理由は、当該審査基準に照らして妥当でないとしている。審査請求人は、当該審査基準による（法第 124 条第 1 項の規定による）非開示の条件は、刑事事件に係る保有個人情報等について、これらを開示請求の対象とした場合に逮捕留置者等の社会復帰や更生保護上の問題となり、その者の不利益となるおそれがある場合であり、本件については、請求人の不利益に働く懸念がないとしている。

しかしながら、法第 124 条第 1 項は、同項に規定する保有個人情報については、法第 5 章第 4 節の規定の適用を除外する旨の規定であり、「不利益性がある場合」に適用される規定とはなっていない。また、審査請求人が提示した当該審査基準においても、審査請求人の示した趣旨であることは読み取れない。